

なごみ

第 2 1 9 号
2020年6月1日発行
編集・発行
和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター内)
TEL0774-78-3488
FAX0774-78-3212



しているか、きちんと把握されていきますか。保護者の目が行き届きにくいのが現状ですが、子ども達がインターネット上でトラブルに巻き込まれずに、安全に、安心して利用できるような、様々なリスクについても理解しながら、子どもを見守ることが重要です。



加害者にも被害者にもならないように！

私たちの生活に便利で快適なものにしてくれるインターネットですが、知識やモラルが身につけていないと、何気ない書き込みによって相手を傷つけたり、思わぬトラブルに巻き込まれたりすることになりかねません。

忘れてはならないのは、端末の向こう側には、私たちと同じ人間がいるということ

です。
メールや掲示板などに掲載した情報は、完全に削除・回収することは困難です。何気ない書き込みが、相手を一生苦しめることにもなりかねません。顔が見えないコミュニケーションだからこそ、相手の人権を尊重することを常に忘れずに、インターネットを利用することが必要です。

スマートフォン

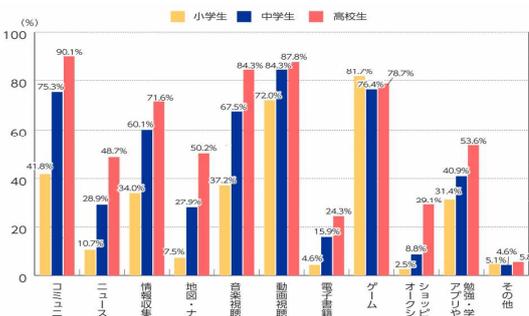
正しくつかえていますか？

進学や進級をきっかけに、お子さんにスマートフォンを持たせるご家庭は多いのではないのでしょうか。

今年、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため多くの学校で休校になり、子どもの在宅時間が増える分、自分のスマートフォンを持つ子どもの割合は増加しているようです。

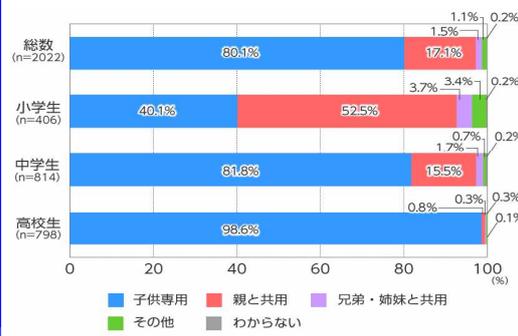
このように自分のスマートフォンを持つ子どもが多くなっている中で保護者の皆さんは、自分の子どもがどのように、スマートフォン等を利用

高校生…コミュニケーション、動画視聴、音楽試聴
中学生…動画視聴、ゲーム、コミュニケーション
小学生…ゲーム、動画視聴



資料:内閣府「令和元年度 青少年のインターネット利用環境調査 調査結果」

小学生…約4割、中学生…約8割、高校生…9割以上



●青少年には「フィルタリング」をしっかりと！

「フィルタリング」は、違法・有害なサイト等の閲覧を制限することができる仕組みです。(携帯販売店等で相談してください。)

●家庭でのルールが被害を防ぐ！

●マナーを守って安全に！ 周りの人のことも考えて！

●人と人のつながりを大切に！

みんなで築こう 人権のまちづくり

新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染された方、その家族や関係者、医療従事者及び家族、海外から帰国された方や、我が国に居住する外国人の方に対する誹謗中傷や心無い書き込み等がSNSで広がっているとの報道があります。

新型コロナウイルスを理由とした、いじめ、偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありません。不確かな情報や誤った認識にまどわされ、人権侵害に及ぶことのないよう、正しい情報に基づき、冷静な対応を心がけるとともに、お互いの人権を尊重した行動をお願いします。

法務省の人権擁護機関では、不当な差別やいじめ等の様々な人権問題について相談を受け付けています。

- みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)
0570-003-110 (平日午前8時30分～午後5時15分まで)
- 子どもの人権110番
0120-007-110 (平日午前8時30分～午後5時15分まで)
- 外国語人権相談ダイヤル
0570-090-911 (平日午前8時30分～午後5時15分まで)

6月1日は人権擁護委員の日です

1949年(昭和24年)6月1日に人権擁護委員法が施行されたことを記念して、毎年6月1日は「人権擁護委員の日」と定められました。

人権擁護委員は法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害による被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心をもってもらえるように啓発活動を行っています。

あなたの町の相談パートナー

和束町人権擁護委員

飯田 妙子さん
渡邊 隆一郎さん
中嶋 修さん

人権擁護委員の活動

- 人権相談に応じる
- 人権侵害による被害者を救済する
- 人権意識を高めるための啓発活動を行う

人権問題でお困りの方

法務大臣から委託された

人権擁護委員さんが相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

6月の相談日

- 月日：6月26日(金)
- 時間：午後1時30分から4時まで
- 場所：人権ふれあいセンター

※6月1日(月)に予定していた相談は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止させていただきます。

また、人権啓発課(人権ふれあいセンター内)でも人権に関わる相談を随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

和束町人権啓発課

(人権ふれあいセンター)

TEL 78-3488

FAX 78-3212